

## 第3回中津川市上下水道事業経営審議会 会議要旨

日 時：平成25年2月7日（木）14：30～

場 所：中津川市健康福祉会館4F多目的ホール

出席者：【委員】有識者代表（中京学院大学教授）、事業所代表（商工会議所副会頭）、

市内各地区代表（市内12地区代表者【欠席：中津地区代表】）

【事務局】水道部長、水道部次長、下水道課長、下水道課長補佐、業務係長

### 議事内容

#### 1. 部長挨拶

本日はたいへんお忙しい中、第3回中津川市上下水道事業経営審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。先回までの2回の審議会において下水道事業の経営状況の厳しさ、問題点についてお示しし、打開策として12の策の案をご提示し、7つのご承認をいただいております。今回は残りの5案についてご審議をお願いします。料金改定は非常に大きい問題であり、業者の方々も大変注目しています。審議会につきましても慎重なご対応をいただいていると思いますが、よろしくお願いします。

#### 2. 司会

本日の審議会は、委員15名の内14名が出席され過半数に達しておりますので、中津川市付属機関の設置等に関する条例施行規則第4条によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

#### 3. 議事

##### 【委員長】

それでは審議会を開催いたします。議題につきましては、「議第1号中津川市下水道事業の経費回収率向上を目指した使用料等の設定の適正化について」を引き続き議題といたします。前回の審議会において、収支改善に向けた事務局提案の12項目のうち7項目の承認をいただきましたが、残り5項目の案件があります。残りの5項目について再度事務局からの説明をお願いします。

～『経営改善に向けた下水道使用料改定案』（パワーポイント）～

##### 【課長補佐】

資料の訂正を1カ所させていただきますが、スライド番号14番「使用料改定案その①」の人数制の改定案について、こちらの11人と12人の月額使用料が間違っております。11人で11,490円となっておりますが正しくは11,445円、12人で12,330円となっておりますが12,285円に訂正させていただきます。

##### 【委員】

使用料改定案の「その1」と「その2」の2案が出されていますが、受益者としては低い方が良いに決まっていますので、2案出された意図をお伺いします。

【課長補佐】

「その 1」は、使用者全員に負担していただくことで基本料金が一律 1,050 円上がっており、水量単価は 10.5 円/ $m^3$ に抑えています。「その 2」は基本料金を半分の 525 円に抑え、単身者や独居、高齢者世帯にあまり負担がかからないように基本料金を抑え、その代わり水量単価が 52.5 円と大幅に上がっており使えば使うほど負担が大きくなると言うことです。第 1 回委員会時に H23 年度決算で赤字の部分を穴埋めするには 2,000 円という話をしましたが、実際の所では 1,500 円/月でほぼ使用料でまかなえる状況になります。しかし、1,500 円の値上げでは県内他市の比較がありますが、ダントツの料金となりますので、それを加味して 1,000 円程度のご負担で済むような案としようと思い、「その 1」と「その 2」を作り、「その 1」は一律の値上げ、「その 2」は半分で、どちらの場合でも、いちばん最後に収支のグラフが付けてありますが、平成 30 年になんでも全額使用料でまかなえる状況にはいかず若干赤字が残りますが、千円程度の値上げが妥当と考えて設定しました。

【委員】

改善できる金額は、「1 案」も「2 案」も総額では変わらないと言うことか。

【課長補佐】

「2 案」の方が若干低めになりますが、ほぼ同じになります。

【委員】

お願いというか要望ですが、基本的に価格を見ていると県下の各市町村の価格、特に揖斐川町が高いですが何故高いかを揖斐川町の住民に聞いてみましたが、ほとんどが合併浄化槽で進めてきていたが、町長が替わって下水に切り替えたと言うことで、半分くらいしか入っていないということらしいです。ですから高い設定で仕方が無いと本人達が言っているようです。特に私は坂本地域ですが、公共下水と言いながら完全に広がっている訳ではなく、平成 37 年完成予定となっていますので、このまま放っておくとほとんどが合併浄化槽へ持って行ってしまうんじゃないかと、むしろ、工期を早めてなるべく下水へ入っていただかないと、絵に描いた餅になてしまうんじゃないかなど、右肩上がりで下水道利用者が増えるんじゃなくて減るんではないかと心配しています。ただ私は合併浄化槽はどちらかというと反対と言いますが、近所に螢街道という街道がありますが、当時養豚場がありましたがその当時は螢がいっぱいいましたが、養豚場が工場に変わって合併浄化槽の水が流されるようになってから螢が減ってしまったということで、それに併せて、坂本地域は川の水量が少なく富栄養化して河川の雑草というか葦がどんどん育ってしまう状況も出てきているので、公共下水を早めて利用者を増やすことも考えていただきたいと思います。

【課長補佐】

今回、国の大型補正もあって 24 年度の 3 月補正で来年度施工箇所を前倒しして工事を出すことになりそうです。坂本の工事も多めに出ます。最近やっと坂本処理区の新規の下水接続の申請が出

てきていますが、半分くらいは合併処理浄化槽を廃止して下水に接続するような状況です。

【委員】

8頁ですが、利子補給の関係です。これについて質問させていただきますが、今後、利子補給制度はしないというのか、今されているものも契約を破棄するか何かして、廃止するのか。

【課長補佐】

現在申請が出されている、補給させていただいているものは破棄したりできませんので、そのまま継続です。新規の申込みは受けないという形になります。この審議会で答申いただきますと、25年9月事の議会に条例改正を出して、26年度からは新規は受け付けないというような進み具合だと思います。今、利子補給についてご質問していただきましたので、補足の説明をさせていただきますが、この制度は、新築や事業所は対象とならず、一般住宅が下水に接続する際に宅内の排水設備の工事をやる場合と浄化槽を新たに設置する場合に該当します。平成20年～24年までに278件の申込みがあり全体の金額は補給させていただいた金額は268.3千円くらいです。年平均56件で53万円程度です。

【委員】

利子補給制度は、接続の促進があると思いますが、これによってたくさん利用されていると思いますが、少し接続が減ってくるのではないか、或いは増えると言うことがあるかと思いますが、他の接続促進策は何か考えているか。

【課長】

こういった経費については、今のところ具体的な策は立っておりません。利子補給については他市でやはりばらつきがあり、これにより促進につながっているという分析等も未だしておりませんので、もしこれに代わるような代替え案等があれば検討を進めたいと思います。

【委員】

今回で、市の方からの改定案は一応出そろったと考えてよろしいですね。今まで2回、今日で3回目ですが有識者として会長がお見えになると言うことで、会長としての今までの中でのご意見を伺っていないように思いますので、見解をお聞かせ願いたいと思います。今回の経営審議のですね、いわゆる改定することについて、有識者の代表としてのご意見を伺いと言うことです。

【委員長】

私としては、特に最近ですね公会計がクローズアップされ、公表されるようになって、要するに一般市民がだんだん公会計を見るようになっていると。それから今度は公会計が公表されるようになるに従って、連立会計で表示始めたということで、今まででは中心部分の一般会計の公表だけでよかつたものが、これからはそれ以外のこういった下水道とか上水道とかいろんな市のやってる事業全て公開処理しなければならないということで、非常に今では市民に対して明らかな数字を出していくことが重要なんだと。もう一つは資金の調達ですね、企業といえども株式による資金の調達、

直接資金による資金調達ということで、市も考えてみると、市債を出して調達をやっていかなければならぬ時代がだんだん迫ってきていると言うことで、銀行からお金を借りるような時代ではなくてはいるんですね。そういった間接金融の時代から直接金融の時代に変わっていると。そういうことからしても、だんだんこういったことが、独立採算制ということが必要になってくるということから、いつまでも国に頼るとか或いは、本部の方から資金をもらうと言うことではなくて、できるならばそれぞれの部署で独立採算で合うようにしていくことが必要じゃないかということで、こういった上下水道の部分においても収入と支出というものが、整合性あるものでやっていかないと、町も無くなってしまう、難しくなってしまうと考えています。

【委員】

おっしゃることはよくわかりますが、受益者の負担の方に今の段階では負担が増える方に重きを置かれているという気がしますが、このことについて賛成と言ふことですか。

【委員長】

受益者の重きを置くのではなく、受益者も利益を授かっているのだから、それに対するものは出さなければいけないとは思いますが、今現在が財政赤字で、現実には財政破綻の市町村も出ている、潜在的な町もいくつかある、その中で財政適正化法？で各地の地方自治体で健全な財政をやって下さいと言うことで、国からお金をやるんではなくて自分たちでやるということを早めに努力していってもらいたいと言うことだと思うんですね。その為の一環の方法として、下水道も本部の予算から補助金をもらえば済んでいくのではなくて、下水は下水道の中で完結していくのが一番好ましいのではないかということなんです。ですから、最後に、30年はどうしても収入と支出の差額が、赤字が出てくるんですが、あまりにも大きくすると負担が重すぎて大変なことになると言うことで、そのことが大目に見て赤字は今後の問題ですよね。出てくる問題として何とか考えていくてもらいたいと思います。

【委員】

要は、今は料金を統一するための調整期間を経過をしている段階で 26 年にそれが完了すると。いわゆる平均的な形で市内全域が料金を払う形になると。で、それに至るまでにはこの数年で下水道料金が必然的に上がっていくところと、むしろ逆に今まで高かったところもあるんですが、どちらかというと上がっていくところの方が多いでですね。そう言ってきて 26 年にやっと終わったところでまた今後 4 年をかけてあげると。一番最初の時に市からお話しがあったように、2 千円くらい上げないときれいにするには無理だという話があって、今回千円と言ふことなんですが。そうすると 30 年になった時点で再度次のことを考えなければいけない、また上げていかなければならぬと、そういうふうに考えざるを得ませんが。

【課長補佐】

岐阜市や多治見市は 4 年に 1 回経営審議会を開催し、その段階で経費回収率がほぼ 100% だった

ら料金は据え置くとか、逆に 120%となっていたら下げるといった審議会を進めているそうです。中津川市もそういった形で進めていきたいと思います。

【委員】

17 頁の汚水処理費のことですが、28 年を経過すると 29 年以降は下がっていくと、最終的には 2 億くらい減っていくと言うことで、改定案との差額が少なくなるというふうに取れますか、何か具体的な理由があつての数字ですか。

【課長補佐】

一番大きなものは借金の返済です。平成 19 年度くらいから年度毎に返す額よりも借りないと言うことを実施しております、借金の残高も減ってきてるので、返さなければいけない元金と利子が下がっていくとこういうグラフになります。これは、絵に描いた餅ではなくて実際、返す以上に借りないことを実施するとこういった数字になると言うことです。

【委員】

自分とこの下水道料金を考えると、1 案の場合は、うちの場合は老人の二人世帯なので、今は定額制でやっています。計算しますと、1 案が 525 円安くなりますし、2 案は 1,029 円安になります。高齢者の世帯が増えてきていますし、これから先も多分増加していくというと、思ったほど伸びないんじゃないかと心配していますが、この使用水量での変わってくると思いますが、その辺の検討はされていますか。この先 4 年先に思ったほど伸びないという可能性は出てこないかどうか。

【課長補佐】

定額制を選ばれていると言うことでしたが、実は定額制を選んでいて水道水を使用している世帯の使用水量を把握しています。先ほどお二人と言われましたが、4 人以上の家族で 4,410 円を超えた部分が取れていない方が大きく、定額制を廃止しただけでも概算で 4,300 万円くらい増えますし、そういった形で人数制も定額制と大体同じ人数くらいで負担が同じになるように設定してありますので、この予測を下回ることは無いと思います。

【委員】

1 案と 2 案で決めるんだろうという話が出ていますが、決めちゃうと言うことですか。一番最初に開かれた時には非常に大きな金額でしたから、その時から比べれば致し方ないかなと言うことも思わないことないですが、実際に一番使わない方を見てみると、1 案は 5 割くらい変わるという事になりますから、決して少ない値上げではないので、もう少し緩やかに上げていただくと受益者としては非常にありがたいんですが、市の方には譲歩する用意はありますかありませんか。

【課長補佐】

27 年から少しづつ上げていく形になっています。

【委員】

2 案は少したくさん使えば使うほど割合として高くなっていると言うことですね。平均的な需要

としては、20 m<sup>3</sup>くらいが平均でしょうか。

【課長補佐】

調べますのでお待ち下さい。

【委員】

皆さんは何もおっしゃられないので、私は皆さんは了解しているのかなと思っていますが、値上げをすることと言ふことはこれだけじゃないですよね。いろんなものが今後値上がりをしていくことが考えられるんで、そういうことはよりもなおさず生活を脅かされるという事になります。皆さん何もおっしゃらずに黙って見えるので、私もやむを得ず言わなかんかと申し上げていますが、できることなら値上げを少なく抑えていただきたい、その分を他のことで補うようなことも考えていただきたいと、最初から申し上げているんですが、無理なこともわからない訳ではないですが、皆様の代表として申し上げているところです。

【係長】

平均的な平均水量ですが、平成 23 年度のデータになりますが、事業所と一般家庭を含めた全体で 26.9 m<sup>3</sup>、一般家庭のみでは 23.3 m<sup>3</sup>が平均的な使用水量となっています。

【委員】

ありがとうございました。そう言うことなら 2 案の方が良いかなと思います。

【部長】

数年前までは大体 1 人一日 250 リッター、四人家族で一日 1 m<sup>3</sup>月に 30 m<sup>3</sup>が標準でした。しかし節水型製品が出てきて、あれが非常に大きく、現在は 250 リッターの原単位が 200 リッターになっています。そうしますと四人家族で 24 m<sup>3</sup>、大体今の数字と合ってきますが、これが 5 年後 10 年後に更に進んだ節水型が出てくると、どんどん水量が減ってくると思います。この 2 案をお示しするについても 5 案 6 案と検討しましたが、最終的には、平均でいくのか使用水量が少ない方が良いのかに絞って提示させていただきましたので、よろしくお願いします。

【委員】

最初の頃に処理人口の普及率、23 年度末で浄化槽を除いて 71% くらいですか、これを上げると収入が増えるという事になりますね。だとすると、71% の処理人口普及率を上げれば増えると言うことであれば、それに対する何らかの対策を織り込み済みで、この 30 年度で 2 案ですと 12 億 17 百万ですか、それでも約 1 億足りませんが、そういうこともシミュレーションされていますか。

【課長補佐】

使用者件数の増も見込んでいます。今整備を進めている坂本処理区ですが、工事の前には地区的説明会を行いますし、繋げるようになった世帯を対象に説明会をさせていただいています。

【委員】

昨年度で何パーセントくらい。

【課長補佐】

10 頁に 4 事業の水洗化の件数のグラフをお示しさせていただいています。30 年度末には 1000 件くらいの増を見込んでいます。

【委員】

処理人口普及率で言うと、率はもっと上がりますか。

【次長】

平成 23 年度末の市内の水洗化率が 88.3% となっており、30 年までに 5% くらい計算上で上がる予定になります。ですから 93% 位になると思います。

【委員】

そう言う前提で計算されているか。

【次長】

今までの実績、毎年上がってくる実績に合わせて水洗化の予測を見込んでいます。

【委員】

委員の言われるとおりで、資料的には完璧にできていてどこから説明したら良いかはつきり言ってわかりません。賛成か反対かよろしいかと言われてハイと言うことしかできないと僕は思います。果たしてそれで良いのか、審議会で貴重な意見を交換して最終的にはまとめられるのは良いと思いますが、それで果たして良いのか、もう少し僕は勉強したいと思います。下水道なんて皆目検討つきません。先ほど、皆さん黙っておられると言って見えましたけど、しゃべろうと思っても何をしゃべっていいのか分からぬと言うことで、全く恥ずかしい話ですが、と言うことをこの 3 回の大変な審議会で感じました。資料的には何も言うことないんじゃないかなあと、けど安易に賛成とは言いたくありません。

【委員】

今言われたとおりですが、市の 1 月号の広報ですね、これに平成 23 年度の市の財政状況が出ていて、普通会計から下水道については特別会計、企業会計として水道事業会計ということで、単年度では黒字と出ていますが、こうやって必然的にどうしても値上げをしなければいけないという状況にある訳です。それであれば、他の欄でも良いのでもう少し市民に訴えていただきたい。いまこの平成 23 年度の市の財政状況を見た限りでは何も問題ないじゃないかと言うことなんです。で、いきなり 4 年間で上げますよと言われてもおかしく思ってしまいます。そうじゃないですか。やはり、市も上げなければいけないことは最初から聞いて分かっていますし、私たちも無茶を言うつもりはありませんし、やむを得ないと思います、思いますが、市民の方を説得できるような形を取っていただきたいと思います。

【課長補佐】

広報 1 月号で決算状況を載せていただいているが、形上は黒字決算になっています。赤字決算

にすると次のとしに借金もできないので、たぶん新規の工事も1本も出せないという状況になります。23年度決算では、総額28億33百万円を一般会計から、総務省が認めた額もありますがそれ以外も含めて28億も繰り入れている状況です。病院で13億、下水道4事業で28億も繰り入れて良いのかと、平成27年からは地方交付税、国からもらえる財源が単年度で何億も減っていきます。そういう状況で、今の状態の赤字補填が不可能となるので、そういう広報をこれからして市民に理解してもらわなければなりませんが、この審議会で値上げの賛成をそう言う答申をいただいても、最終的には市議会で議決してもらわなければ料金改定には進められません。先ほど委員長がおっしゃったように、特別会計は独立採算が原則ですので、非常にご負担を求める形になりますが、こういった案を出させていただきました。

【委員】

確かにここでも、最後に累計赤字は解消していないと明記してありますが、実際には皆さんここまで読むとは限らないので、この欄ではなくてもこれだけの冊子なので、別のところでアピールしていただきたいと思います。

【委員長】

私からですね、県内市町村で月当たりの使用料の差があるのが、大きいところと小さいところ、町の中のそれぞれの理由があつての差額が出てくると思うんですね、使用料の比較、この一覧表ですね。安いところは安いなりの理由、高いところは高いなりの理由があると思うんですが、その辺何か分かれば教えて下さい。

【課長補佐】

第2回審議会で、経費回収率のお話しをさせていただきましたが、第1回目の時に東濃5市の経費回収率のお話しをさせていただきました。東濃5市を比較すると、恵那市、多治見市、土岐市、瑞浪市、ほぼ100%改修できていると、その中で中津川市は65.9%と、合併して処理場数が多いのもありますが、他市はほとんど整備が終わって借金の償還のピークが済んでいます。中津川市は今ピークを迎えるかこれからピークを迎えるのかという、平成37年くらいまでは下水道整備は終わらない状況で、合併により多くの処理場の維持管理をしなければならないし、新たな整備も続けなければならないと言うことで、借金の残高が急には減らない状態が続いているので、経費回収率が低いという事になります。安いところは、とっくに整備が終わり接続率も良く、処理場数も少ないと言った要因から料金が抑えられています。

【委員長】

町によっては、いろいろな補助もでるのか？

【課長補佐】

水洗化工事の補助といったことについては、第2回で他市の状況をご説明させていただきましたが、例えば区域外流入の制度があるのは、50mまで市が工事しているのは中津川市だけ、高山市や

下呂市は取り出しの費用の一部を負担するというような状況です。井戸メータの設置費も中津川市は市で負担ですが、他市はほとんど個人負担又は市設置でメータ使用料を取っているといったお話をさせていただきました。

【委員長】

ということで、そう言う方向に持つて行くと言うことですね。 (1:09:00)

【委員】

今日これは決定すると言うことか。

【委員長】

今日ではなくて次回 3 月 5 日に予定しています。決定は 5 日です。

【委員】

できたら地域の区長会でも、こういう形にならざるを得ないだろうくらいの話をしたいと思います。地域の住民にもある程度示したいと思いますが、先ほど議会の話がありましたが、前段として言うことでいいですから、それはそれで良いでしょうか。説明をしても。この審議会そのものこともありますから、勝手にやる訳にはいかないので。第 1 回があつて、いろいろな話があつて最終的な案が出たと、ある程度やむを得ないだろうという形のものを地域の住民に知らせたいと言うこと、それをしていいかと言うことです。未だ決まっていないんですけどね、まして審議会でも決まっていない、議会も承認をされていない段階ですが、そう言うことを踏まえた上で説明しても良いかと言うことです。

【課長補佐】

提案した段階で、決まった訳ではないですが。

【委員】

地域の代表としてそれぞれの地域から出てきているのだから、ある程度の経過報告の義務はあると思います。先ほど簡単に決めちゃっていいのかとの意見もそこにある訳です。審議会をしてこの段階で色々話があった中でこういう形になってきた訳ですから、何も否定をするためにするのではなく、審議会としての状態を報告することなんんですけども、それをして良いかと言うことです。

【部長】

イメージとしては、審議会で協議していただいて、ある程度の方向付けができた段階で地元の方に説明させていただいて、その意見を頂戴した上で審議会として最終決定をしていきたい。それから議会に上げたい。議会に上げるのはいつとは言えませんので、決まった段階で議会へ上げていきたい。未だ案の段階では数字がどんどん出て行ってしまうので、ある程度方向付けができた段階で地元へ入っていきたいと思ってます。

【課長補佐】

第1回、第2回の資料は市の下水道課のホームページにアップしています。今回もアップしますので、この範疇でしたら。

【委員】

この範疇なら良いですね。

【課長補佐】

ホームページに公表していますので誰にでも見える状況です。

【課長】

ちょっとよろしいですか。今日はちょうど報道の方もお見えになっていますので、そういったこともありますので。

【委員】

審議中という新聞報道も出ているので、そんなことを言わるとちょっとおかしいなあと、最初2千円も出ているし。

【部長】

もし、そう言う質問がありましたら、こういったことを議論しており、決まってはいないけどある程度方向が出た段階で正式にお話しすると言つていただきたいです。

【委員長】

時間も来ましたが一旦休憩をしまして、今日の内容については、料金改定は次回に先送りしますので、2番以降の、「区域外工事費の市費負担制度の廃止」、「井戸メータ等の設置費の使用者負担」、「受益者負担金一括納付報奨金制度の廃止」、「水洗化資金融資あっせん利子補給制度の廃止」について、今度は審議いただきたいと思います。一旦休憩を取らせていただきます。

【委員長】

それでは、審議会を再開します。事務局から提案があると言うことなので、事務局からの説明を行います。

【課長補佐】

12項目のうちの残りの5項目について審議いただきたいと思いますが、使用料については今回初めて具体的な案を出しましたので、次回の審議会で使用料はお諮りをお願いします。それ以外の「区域外工事費の市費負担制度の廃止」からの4項目について今回お諮りをお願いします。

【委員長】

ただいまの事務局案に対しまして、ご意見ご質問がありましたらよろしくお願いします。なれば、まず、それでは事務局提案の2番「区域外工事費の市費負担制度の廃止」についてですが、ご意義ありませんでしょうか。

【委員】

異議無し

【委員長】

よろしいでしょうか。その次の3番目の「井戸メータ等の設置費の使用者負担」について、ご意義ありませんでしょうか。井戸メータ等の設置費の使用者負担なんですが。

【委員】

メータそのものは市で。

【課長補佐】

メータは市が購入し、設置費を使用者に負担していただきます。一般家庭の場合は人数制なのでメータ設置は井戸メータですね避けるような、事業所のみとなりますが使用者負担とさせていただきたいと。

【委員】

家庭の場合はメータ制は導入しないと。

【課長補佐】

水道の方は水道メータで検針しますが。

【委員】

井戸水使って下水の人は一般家庭の人は人数制に移行すると言うことですね。

【委員長】

よろしいでしょうか。無ければその次に. . . 。

【委員】

よろしいですか。2番目のですけど柵から50mまでは市でということで本管から、区域外に新築で建てた場合50mは市でということですが、mあたりどのくらいかかるんですか。

【課長補佐】

坂本で工事しておりますが、深さにもよりますが舗装まで入れて5万～6万円です。

【委員長】

それでは、「井戸メータ等の設置費の使用者負担」についてご意義はありませんか。

【委員】

異議無し

【委員長】

よれではよろしいですね。その次に4番の「受益者負担金一括納付報奨金制度の廃止」について、これは経済力のある受益者への優遇措置であることから、優遇措置の廃止と言うことですが、これに対してはよろしいでしょうか。では、これも異議無しと認めてよろしいですね。それから次に5番目「水洗化資金融資あっせん利子補給制度の廃止」ですが、先ほど課長補佐が説明したとおり、現在の適用者についてはこのまま適用されると言うことですが、26年度に議会を通って条例が成立した場合は、26年度以降に適用されて年間50万円の歳出削減となります、この利子補給制度の

廃止、よろしいでしょうか。

【委員】

何件ぐらいありますか、利用されているのは。

【課長補佐】

先ほどもご説明しましたが、H20年度～H24年度で278件、年間平均56件くらいです。

【委員】

この件ですが、農集ですが本管を通っていても使用していない人がいますが、その中にはお金がないのでむしろ浄化槽が良いと言うような方向も出ています。全員が入ってやろうと言うことでやった話なんですが、これからどうしても水洗にしなければという状況ではなくて、家庭崩壊のような状態で方々が消えていきますよね。利子補給制度くらい残して如何に多く入れるかという方が良いと思います。

【課長補佐】

紐付きの条件がありまして、下水が使用できるようになってから3年以内でないと、公共枠が付いて繋げる状況となってから3年間以内に申し込みないと、対象にならないんです。

【委員】

よろしいですか。ご異議がないと言うことでよろしいでしょうか。

【委員】

異議無し

【委員長】 ※岐阜市の件は他のことでありホームページへの掲載はしないことで委員会へ説明・了承を得た。

その次に、1番の使用料改定案について、ご意見・ご質疑をお願いします。

【委員】

岐阜市で、料金使用料の訴訟が起きて敗訴になったと言うことがありました、その詳細をご説明いただければお願いします。

【課長補佐】

お手元に新聞のコピーと資料をお配りしましたが、平成22年9月頃から約1ヶ月半岐阜市内のアパートにお住まいの方が、そのアパートが井戸しか使っていなかったと言うことでメータが付いていませんでした。岐阜市の場合は認定基準というのがあって、人数あたりの水量が決まっていますが、その水量が多いということで訴訟があり、上告の名古屋高裁の判決が出た時に、さらなる上告を断念し、判決が確定したという案件です。スライドとお手元の資料で説明します。

～『井戸水使用による認定水量に関する訴訟の経緯』（パワーポイント）～

【課長補佐】

補足ですが、アパートには水道が引かれておらず井戸水のみでした。また、メータも設置されていないということで、岐阜市の下水道使用料でメータが設置されていない場合には認定基準の水量

ということで、岐阜市の条例の中に4人で34m<sup>3</sup>/月の基準があり、2ヶ月に1回の料金徴収と言うこともあり、22年9月に転居され、月の半分くらいの時期に転居された最初の請求が1.5ヶ月分だったということで、34m<sup>3</sup>の水量料金と基本料金を1.5倍した5,415円ということで、比較的岐阜市は安いですが、井戸メータを設置している使用者と比べても15%くらい多いということで、下水道法第20条第2項に違反という判決が出ています。今回中津川市で提案させていただいたのは、水量ではなく一人あたりの単価、その1では4人で同じくらい、その2では3人で同じくらいの負担、6m<sup>3</sup>というのは1日一人200㍑の原単位ですが、先ほど部長が言わわれたとおり今後減ってくる可能性もあります。ただし、これが中津川市の実使用水量かと言わわれると未だ把握しておりませんので、1人あたり8tくらい使っているところもあるかも知れませんし、概ねの目安で負担が同じになるような形で提案させていただきました。

#### 【委員長】

ただいた事務局から、岐阜市の訴訟についての説明がありましたが、訴訟についてご意見・ご質疑がありましたら。

#### 【課長補佐】

今回、こういった訴訟があり判決が出ましたので説明いたしました。今回の審議会の資料はホームページにアップしますが、これは他市のこととも関係していますのでアップしませんし、新聞のコピーについては取扱に注意をお願いします。

#### 【部長】

この案件はかなり各市へ普及しており、岐阜市の場合で5年前まで遡って1,300件に対し1億円以上になります。こういった形態でやっている市がちょこちょこあります。たまたま市はこういう時期でしたので、色々検討しましたが中津川市は法律には外れていないという理解でした。

#### 【委員長】

大変熱心に審議していただきました。他になければ次回の審議会において、事務局提案の1番の使用料改定案につきましてお諮りしたいと思います。本日の審議会はこれをもちまして閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### 【業務係長】

先回の審議会にて、過去に高い金利で借り入れました借金について、繰上償還はできないのかというご質問についてお答え申し上げます。調べました結果、対象となる借入金の利息が5%以上のものということで限定の措置でした。現在下水道事業会計で借り入れしている借金については、5%以上の利息のものは全て繰り上げて償還しておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 【司会】

恐れ入りますが、第4回審議会を3月5日火曜日午後2時30分より中津川市役所本庁舎4階大議室にて開催する予定としております。改めてご連絡いたしますのでよろしくお願ひいたします。

(副会長)

いよいよ料金改定という本題に入ってきたが、収支改善のいろんな施策も十分やっていただきたいし、受益者負担の公正公平の原則も理解しているつもりですが、話にも出ましたが、市の会計は複雑で、表面はきれいだがいろいろ聞いてみると赤字ということですが、これが全て黒字になる必要があるかの議論も必要だと思います。周知徹底についても十分気を配っていただければと、優しいご説明・取扱をお願いしたいと思います。いよいよ次回委員会で料金が諮問されることになっていますが、引き続き慎重審議をお願いします。